

総税企第60号  
平成20年4月30日

各都道府県知事 殿

総務事務次官

地方税法、同法施行令、同法施行規則の改正等について

地方税法等の一部を改正する法律(平成20年法律第21号。以下「改正法」という。)、地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令(平成20年政令第152号。以下「改正令」という。)及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令(平成20年総務省令第57号)は平成20年4月30日にそれぞれ公布され、原則として公布の日から施行されることとされたので、下記及び別添の事項に留意の上、その適切な運用に万全を期すようお願いします。

また、貴都道府県内市区町村に対してもこの旨周知されるようよろしくお願いします。

記

- 1 改正法の施行期日は原則として平成20年4月1日と規定されているところであるが、既に同日を経過しているため、改正法は、原則として公布の日から施行されるものであること。
- 2 改正法による改正規定の適用関係については、平成20年4月1日から施行された「国民生活等の混乱を回避するための地方税法の一部を改正する法律(平成20年法律第10号)」附則第2条により追加された改正法附則第20条の2の規定に基づいて定められた改正令附則第15条の規定において、必要な経過措置が定められていること。  
この経過措置は、改正法の規定のうち、納税者に利益となるものについては4月1日に遡及して適用される一方、納税者に不利益となるものについては同日に遡及せず、公布の日以降将来に向けて適用されるという基本的な考え方に基づくものであること。

3 上記2の考え方に基づき、納税者に不利益となるもの（別紙参照）については、原則として改正法の公布の日の翌日から適用することとされているので、特に留意すること（改正令附則第15条）。

なお、自動車取得税に係る低燃費車特例及び大型ディーゼル車特例については、「国民生活等の混乱を回避するための地方税法の一部を改正する法律」により延長されたところであるが、改正法の公布の日の翌日から新たな適用要件が適用されるので、この点についても留意すること。

## 納税者に不利益となる改正項目

### 1 税率の引上げに係る特例

	税目	項目	改正条文	適用関係
1	自動車取得税	自動車取得税の税率の特例	法附則第32条第2項	公布の日の翌日から新法適用
2	軽油引取税	軽油引取税の税率の特例	法附則第32条の2第2項	公布の日の翌日から新法適用

### 2 適用期限があるもので期限到来前に廃止する特例

	税目	項目	改正条文	適用関係
1	個人住民税	特定中小会社が発行した株式に係る譲渡所得等の課税の特例	法附則第35条の3	公布の日前まで旧法適用
2	不動産取得税	外客誘致法に規定する協議会の構成員が取得する重要文化財等に係る特例	法附則第11条第30項	公布の日まで旧法適用

### 3 適用期限がないもので縮減又は廃止される特例

	税目	項目	改正条文	適用関係
1	不動産取得税	新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したとみなす日を家屋新築の日から6月を経過した日とする規定の縮減	法第73条の2第2項	公布の日の翌日から新法適用
2	不動産取得税	農業近代化資金等の貸付けを受けて取得する農林漁業経営の近代化又は合理化のための共同利用施設に係る課税標準の特例措置の縮減	法第73条の14第6項	公布の日の翌日から新法適用
3	不動産取得税	新築住宅特例適用住宅用土地に係る税額の減額措置の縮減	法第73条の24第1項第4号	公布の日の翌日から新法適用
4	固定資産税	日本電気計器検定所が業務の用に供する固定資産に係る課税標準の特例措置の縮減	法第349条の3第25項	公布の日の翌日から新法適用
5	固定資産税	日本消防検定協会が業務の用に供する固定資産に係る課税標準の特例措置の縮減	法第349条の3第26項	公布の日の翌日から新法適用
6	固定資産税	小型船舶検査機構が業務の用に供する固定資産に係る課税標準の特例措置の縮減	法第349条の3第27項	公布の日の翌日から新法適用
7	固定資産税	軽自動車検査協会が業務の用に供する固定資産に係る課税標準の特例措置の縮減	法第349条の3第28項	公布の日の翌日から新法適用
8	固定資産税	農業協同組合等が所有する有線放送電話業務の用に供する償却資産に係る課税標準の特例措置の廃止	法第349条の3第34項	公布の日まで旧法適用

## I 総括的事項

平成20年度の税制改正においては、最近における社会経済情勢等にかんがみ、次の点をはじめとする地方税制の改正を行うこととした。

- (1) 個人住民税における寄附金税制について、以下のとおり抜本的な拡充を行うこととした。
  - ア 所得税の控除対象寄附金のうち都道府県又は市区町村が条例で定める寄附金を個人住民税の控除の対象に追加するとともに、併せて、現行の所得控除方式を税額控除方式に改め、適用下限額の引下げ等を行うこと。
  - イ 都道府県又は市区町村に対する寄附金のうち適用下限額を超える部分について、個人住民税所得割の概ね1割を限度として所得税と合わせて全額控除する仕組みを創設すること。
  
- (2) 個人住民税における上場株式等に係る譲渡所得等及び配当所得に係る軽減税率について、原則として廃止するとともに、2年間の特例措置を設けることとした。

また、上場株式等に係る譲渡損失と配当との間における損益通算の仕組みを導入することとし、申告による方法は平成22年度以後の年度分の個人住民税について適用し、源泉徴収選択口座内における損益通算については、平成22年1月から適用することとした。
  
- (3) 公益法人制度改革に対応するため、法人の道府県民税及び市町村民税の法人税割並びに法人の事業税の所得割については、法人税と同様の取扱いとすることとした。また、固定資産税については、公益社団法人又は公益財団法人が設置する一定の施設について、現行の民法第34条法人が設置するものと同様の非課税措置を講じ、一般社団法人又は一般財団法人に移行した法人が設置する既存の施設について、非課税措置を平成25年度まで継続することとした。

## II 地方税法の改正に関する事項

### 第1 道府県税の改正に関する事項

#### 1 道府県民税

- (1) 平成21年度以後の各年度分の個人の道府県民税に係る寄附金税制について、以下の措置を講ずることとした。
  - ア 控除対象寄附金の拡大等（法37の2、令7の17、7の18）
    - ① 寄附金控除の適用対象に、所得税の寄附金控除の適用対象となる寄附金（国に対する寄附金及び政党等に対する政治活動に関する寄附金を除く。）のうち住民の福祉の増進に寄与する寄附金として都道府県が条例で定めるものを追加すること。

- ② 現行の所得控除方式を税額控除方式に改め、適用対象寄附金に係る控除率は4%とすること。
- ③ 寄附金控除の控除対象限度額を総所得金額等の30%（現行25%）に引き上げること。
- ④ 寄附金控除の適用下限額を5,000円（現行10万円）に引き下げること。

イ 地方公共団体に対する寄附金税制の見直し（法37の2、附則5の5、令7の18、附則4の5）

都道府県又は市区町村に対する寄附金については、アの税額控除の適用に加え、当該寄附金が5,000円を超える場合、その超える金額に、90%から寄附を行った者に適用される所得税の限界税率を控除した率を乗じて得た金額の5分の2に相当する金額（道府県民税の所得割の額の100分の10に相当する金額を限度とする。）を道府県民税から税額控除すること。

(2) 公益法人関係税制について、次のとおり整備を行うこととした。

ア 法人の均等割

- ① 公益社団法人及び公益財団法人並びに一般社団法人及び一般財団法人について、最低税率を適用すること（法52）。
- ② 博物館の設置又は学術の研究を目的とする公益社団法人又は公益財団法人が収益事業を行わない場合には、非課税とすること（法25）。
- ③ 併せて、以下の改正を行うこと。
  - (イ) 法人でない社団又は財団で収益事業を行わないものについて、非課税とすること（法24）。
  - (ロ) 人格のない社団等、公益法人等（個別法において公益法人等とみなされるものを含み、独立行政法人を除く。）など資本金の額又は出資金の額を有しない法人（相互会社を除く。）について均等割を課す場合には、最低税率を適用すること（法52）。

イ 法人税割

法人税における取扱いを踏まえ、公益社団法人及び公益財団法人並びに非営利型法人に該当する一般社団法人及び一般財団法人について収益事業課税とする等所要の措置を講ずること（法23）。

ウ 特例社団法人又は特例財団法人について、現行の民法第34条法人と同様の措置を講ずること（法附則41）。

(3) 上場株式等に係る譲渡所得等及び配当所得に係る軽減税率並びに上場株式等に係る譲渡損失の損益通算について、以下の措置を講ずることとした。

ア 上場株式等に係る譲渡所得等に対する課税

- ① 上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例の廃止  
平成20年12月31日までの間に行われる上場株式等の譲渡に係る軽減税率（1.2%）を廃止すること（旧法附則35の2の3、旧令附則18の3）。
- ② 特例措置  
平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に行われる上場株式等の譲渡に係る譲渡所得等の金額のうち500万円以下の部分の税率については、1

- ・ 2%とすること（改正法附則3）。
- ③ 株式等譲渡所得割の税率の特例の廃止  
株式等譲渡所得割の税率については、平成20年12月31日をもって軽減税率（3%）を廃止すること（旧法附則35の3の2）。
- ④ 株式等譲渡所得割の税率の特例  
平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間の株式等譲渡所得割の税率は、3%とすること（改正法附則3）。

イ 上場株式等に係る配当所得に対する課税

- ① 配当割の税率の特例の廃止  
配当割の税率については、平成20年12月31日をもって軽減税率（3%）を廃止すること（旧法附則5の3）。
- ② 特別徴収税率の特例措置  
平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に個人が支払を受けるべき上場株式等の配当等（大口株主が支払を受けるものを除く。以下同じ。）に係る配当割の税率を3%とすること（改正法附則3）。
- ③ 上場株式等に係る配当所得の申告分離選択課税の創設  
所得割の納税義務者が、平成21年1月1日以後に支払を受けるべき上場株式等の配当等を有する場合において、当該上場株式等に係る配当所得については、当該納税義務者は2%の税率による申告分離課税を選択できることとすること。この場合において、申告する上場株式等に係る配当所得の金額の合計額について、総合課税と申告分離課税のいずれかの選択適用とすること（法附則33の2、令附則16の2の11）。
- ④ 上場株式等に係る配当所得の申告分離選択課税の税率の特例措置  
平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に支払を受けるべき上場株式等の配当等について申告分離課税を選択した場合の当該上場株式等に係る配当所得の金額のうち100万円以下の部分の税率については、1.2%とすること（改正法附則3）。

ウ 上場株式等に係る譲渡損失の損益通算の特例の創設

- ① 上場株式等に係る譲渡損失と上場株式等に係る配当所得との間の損益通算の特例の創設  
平成22年度以後の各年度分の個人の道府県民税について、前年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額があるとき又は前年以前3年内の各年に生じた上場株式等の譲渡損失の金額（前年以前に既に控除したものを除く。）があるときは、これらの損失の金額を上場株式等に係る配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限る。）から控除するものとすること（法附則35の2の6、令附則18の5）。
- ② 源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び特別徴収等の特例の創設
  - (イ) 個人が金融商品取引業者等の営業所を通じて上場株式等の配当等の支払を受け  
る場合において、当該個人が当該金融商品取引業者等の営業所に源泉徴収選択口座を開設しているときは、当該上場株式等の配当等を当該源泉徴収選択口座に受け入れることができることとすること（法附則35の2の5、令附則18の4の

2)。

(D) (イ)により源泉徴収選択口座に受け入れた上場株式等の配当等（以下「源泉徴収選択口座内配当等」という。）に対する配当割の額を計算する場合において、当該源泉徴収選択口座内における上場株式等に係る譲渡損失の金額があるときは、当該源泉徴収選択口座内配当等の額から当該上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した金額に対して税率を乗じて徴収すべき配当割の額を計算する特例を創設すること（法附則35の2の5、令附則18の4の2）。

#### エ 特別徴収義務の整備等

源泉徴収選択口座における損益通算を可能とするため、平成22年1月1日以後に金融商品取引業者等から交付を受けるべき源泉徴収選択口座内配当等に係る配当割の特別徴収について、以下の措置を講ずること。

① 平成22年1月1日以後に支払の取扱者を通じて支払われる上場株式等の配当等に係る配当割について、その支払を取り扱う者を特別徴収義務者とすること（法71の31）。

② 源泉徴収選択口座に受け入れた上場株式等の配当等について特別徴収した配当割の納期限を、その徴収の日の属する年の翌年1月10日とすること（法附則35の2の5、令附則18の4の2）。

(4) 国外関連者との取引に係る課税の特例について、本特例による更正又は決定を受けた者が、租税条約の相手国との相互協議の申立てをした場合には、当該申立てをした者の申請に基づき、更正又は決定に係る法人税割の徴収を猶予することとし、徴収を猶予する場合には、猶予する金額に相当する担保を徴することとした。また、徴収の猶予をした法人税割に係る延滞金のうち猶予期間に対応する部分の金額は、免除することとした。なお、国は、法人が相互協議の申立てをした場合等には、当該法人の主たる事務所又は事業所所在地の都道府県にその旨及び更正決定された法人税額等を通知し、通知を受けた都道府県は関係都道府県及び関係市町村に通知することとし、平成20年4月1日以後の申立てから新法を適用することとした（法55の2、55の3、55の4、55の5、令9の9の8、9の9の9、改正令附則15⑤）。

(5) 公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税の特例の対象となる法人が寄附を受けた財産が公益目的事業の用に供されなくなったこと等一定の事由により非課税承認が取り消された場合には、当該寄附を受けた公益法人等に対して、寄附時の譲渡所得等に係る道府県民税の所得割を課することとした（法附則3の2の4、令附則3の2の3）。

(6) 住宅借入金等特別税額控除について、納税通知書が送達された後に申告書が提出された場合においても、市町村長がやむを得ない理由があると認めるときは、税額控除を適用できることとした（法附則5の4）。

(7) 肉用牛の売却による事業所得に係る所得割の課税の特例について、免税対象飼育牛の売却頭数が年間2,000頭を超える場合にはその超える部分の所得について免税対象から除外する見直しを行ったうえ、その適用期限を平成24年度まで延長することとした（法附則6）。

(8) 法人税割の課税標準である法人税額から中小企業者等の試験研究費の総額に係る税額

を控除する措置を改組し、平成20年4月1日から平成22年3月31日までの間に開始する事業年度に限り、課税標準となる法人税額から控除する額を、次のいずれかの額から選択適用できることとした。この場合の法人税額から控除する額の上限は、試験研究費の総額に係る税額を控除する措置とは別に、当期の法人税額の100分の10相当額を限度とすることとした（法附則8）。

ア 試験研究費の額が比較試験研究費の額を超え、かつ、基準試験研究費の額を超える場合には、試験研究費の額が比較試験研究費の額を超える部分の金額の100分の5相当額。

イ 試験研究費の額が平均売上金額の100分の10相当額を超える場合には、その超える部分の金額に超過税額控除割合を乗じた金額。

- (9) 特定中小会社が発行した株式に係る譲渡所得等の課税の特例を廃止することとし、経過措置として改正法の公布の日前までに取得した特定中小会社が発行した株式について旧法及び旧令を適用することとした（法附則35の3、改正法附則3②、令附則18の6、改正令附則3⑥、15⑤）。
- (10) 外国法人の恒久的施設とされる代理人等の範囲から独立の地位を有する代理人等を除くこととし、原則として平成20年4月1日から新令を適用することとした（令7の3の5、改正令附則4）。
- (11) 医療費控除額の控除の対象となる医療費の範囲に、特定健康診査の結果、血圧の測定の結果が高血圧症と同等の状態であると認められる基準、血中脂質検査の結果が脂質異常症と同等の状態であると認められる基準又は血糖検査の結果が糖尿病と同等の状態であると認められる基準のいずれかに該当する者が受けた特定保健指導の対価を追加することとした（則1の13）。
- (12) 法人の道府県民税に係る改正規定については、原則として平成20年4月1日以後に開始する事業年度から新法を適用することとした（改正令附則15⑤）。

## 2 事業税

- (1) 公益法人関係税制について、次のとおり整備を行うこととした。

ア 公益社団法人及び公益財団法人並びに一般社団法人及び一般財団法人について、所得割額又は収入割額によって課税すること（法72の2）。

イ 所得割について、法人税における取扱いを踏まえ、公益社団法人及び公益財団法人並びに非営利型法人に該当する一般社団法人及び一般財団法人について収益事業課税とする等所要の措置を講ずること（法72の5）。

ウ 特例社団法人又は特例財団法人について、現行の民法第34条法人と同様の措置を講ずること（法附則41）。

- (2) 社会医療法人及び全国健康保険協会について、収益事業課税とすることとした（法72の5）。
- (3) 医療法人等が行う中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療支援給付のための医療等について、事業税の課税標準の算定上、社会保険診療として扱う特例措置を講ずることとし、平成20年4月1日から

新法及び新令を適用することとした（法72の23、令21の8、改正令附則5、改正令附則15⑤）。

- (4) 国外関連者との取引に係る課税の特例について、本特例による更正又は決定を受けた者が、租税条約の相手国との相互協議の申立てをした場合には、当該申立てをした者の申請に基づき、更正又は決定に係る法人の事業税及びその加算金の額の徴収を猶予することとし、徴収を猶予する場合には、猶予する金額に相当する担保を徴することとした。  
また、徴収の猶予をした法人の事業税に係る延滞金のうち猶予期間に対応する部分の金額は、免除することとした。なお、国は、法人が相互協議の申立てをした場合等には、当該法人の主たる事務所又は事業所所在地の都道府県にその旨及び更正決定された法人税額の課税標準とされた所得等を通知し、通知を受けた都道府県は関係都道府県に通知することとし、平成20年4月1日以後の申立てから新法を適用することとした（法72の39の2、72の39の3、72の39の4、72の39の5、令32の4、32の5、改正令附則15⑤）。
- (5) 資本の欠損のてん補等を行った法人に係る資本割の課税標準の特例措置の適用期限を平成22年3月31日まで延長することとした（法附則9）。
- (6) ガス供給業を行う法人が収入金額に対する事業税を課される他のガス供給業を行う法人からガス事業法に規定する託送供給を受けて同法に規定する大口供給を行う場合における当該法人の各事業年度の収入金額について、平成20年4月1日から平成22年3月31日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、当該大口供給に係る収入金額から一定の金額を控除した金額によることとする課税標準の算定方法の特例措置を講ずることとした（法附則9、令附則6の2）。
- (7) 法人の事業税に係る改正規定については、原則として平成20年4月1日以後に開始する事業年度から新法を適用することとした（改正令附則15⑤）。

### 3 不動産取得税

- (1) 鉄道事業者が取得する地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に規定する鉄道再生事業を実施する路線に係る鉄道事業の用に供する一定の不動産について、当該取得が平成22年3月31日までに行われたときに限り非課税とする特例措置を講ずることとした（法附則10⑩、令附則6の16⑨、則附則3の2の7）。
- (2) 鉄道事業者が取得する地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に規定する鉄道事業再構築事業を実施する路線に係る鉄道事業の用に供する一定の不動産について、当該取得が平成22年3月31日までに行われたときに限り非課税とする特例措置を講ずることとした（法附則10⑫、令附則6の16⑪）。
- (3) 一定の医療提供施設の開設者が取得する周産期医療のための施設の用に供する不動産について、当該取得が平成22年3月31日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を講ずることとした（法附則11条⑳、令附則7㉑、則附則3の2の23）。
- (4) 中心市街地の活性化に関する法律に規定する認定中心市街地又は都市再生特別措置法に規定する都市再生緊急整備地域若しくは都市再生整備計画の区域内において取得する一定の新築家屋（住宅の用に供するものを除く。）について、当該取得が平成22年3

月31日までに行われたときに限り、当該家屋の価格の10分の1に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を講ずることとした（法附則11⑩、令附則7⑩⑪、則附則3の2の24）。

- (5) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が行う基盤整備事業に伴い日本貨物鉄道株式会社が取得する家屋について、当該取得が平成22年3月31日までに行われたときに限り、当該家屋の価格から従前の家屋の価格に相当する額を控除する課税標準の特例措置を講ずることとした（法附則11⑩、則附則3の2の25）。
- (6) 観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律に規定する協議会の構成員のうち公益社団法人又は公益財団法人等が取得する重要文化財等に指定又は登録された家屋及び土地について、当該取得が平成22年3月31日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を講ずることとした（法附則11⑪、令附則7⑪）。
- (7) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行の日から平成22年3月31日までの間に取得された新築の認定長期優良住宅について、当該住宅の価格から1,300万円を控除する課税標準の特例措置を講ずることとした（法附則11⑫）。
- (8) 公益社団法人又は公益財団法人が取得する文化財保護法に規定する重要無形文化財の公演のための施設の用に供する一定の不動産について、当該取得が平成23年3月31日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を講ずることとした（法附則11⑬、令附則7⑬、則附則3の2の26）。
- (9) 全国健康保険協会が国から承継する不動産に係る非課税措置を講ずることとした（法附則40③）。
- (10) 漁業協同組合又は漁業協同組合連合会の現物出資により設立される株式会社又は合同会社が当該現物出資に伴い取得する不動産について、当該取得が平成22年3月31日までに行われたときに限り非課税とする特例措置を講ずることとした（法附則10③、令附則6の16④、則附則3の2の6）。
- (11) 特別養護老人ホームの用に供する不動産に係る非課税措置について、対象に医療法第31条に規定する公的医療機関に該当する病院又は診療所を設置する農業協同組合連合会が経営するものを追加することとした（令36の9①Ⅰ、②Ⅱ）。
- (12) 投資信託により取得する一定の不動産及び投資法人が取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置について、適格機関投資家の範囲に共済水産業協同組合連合会等を追加することとした（則附則3の2の12②、3の2の14②）。
- (13) 次に掲げる課税標準の特例措置等の適用期限を延長することとした。
  - ア 新築住宅特例適用住宅用土地に係る税額の減額措置について、土地取得後の住宅新築までの経過年数要件を緩和する特例措置の適用期限を平成22年3月31日まで延長すること（法附則10の2②）。
  - イ 農業振興地域の整備に関する法律の規定による市町村長の勧告等によって取得する農用地区域内にある土地に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成22年3月31日まで延長すること（法附則11③）。
  - ウ 河川法に規定する高規格堤防の整備に係る事業のために使用された土地の上に建築

されていた家屋について移転補償金を受けた者が当該土地の上に取得する代替家屋に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成22年3月31日まで延長すること（法附則11⑤）。

エ 農地保有合理化法人が長期貸付農地保有合理化事業により取得する農地等に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成22年3月31日まで延長すること（法附則11⑥）。

オ マンション建替事業の施行に伴いやむを得ない事情により権利変換を希望しない旨の申出をした者が取得する施行マンション内で行っていた事業を引き続き行うための当該事業の用に供する土地等（住宅の用に供するものを除く。）に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成22年3月31日まで延長すること（法附則11⑭）。

カ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する選定事業者が国の資金の貸付けを受けて取得する一定の特定用途港湾施設の用に供する家屋に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成22年3月31日まで延長すること（法附則11⑯）。

キ 移転補助を受け土砂災害特別警戒区域から移転する者が従前の不動産に代わるものとして区域外に取得する不動産（住宅の用に供するものに限る。）に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成22年3月31日まで延長すること（法附則11⑰）。

ク 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する選定事業者が政府の補助を受けて取得する国立大学法人の校舎の用に供する一定の家屋に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成22年3月31日まで延長すること（法附則11⑱）。

ケ 農地保有合理化法人が担い手農業者確保事業により取得する農地等に係る納税義務の免除措置等について、納税義務の免除措置等の期間を5年延長する特例措置の適用期限を平成22年3月31日まで延長すること（法附則11の7）。

(14) 次のとおり課税標準の特例措置等を改めることとした。

ア 新築家屋を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日を家屋新築の日から6月を経過した日とする規定について、対象から独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構等を除外すること（法73の2②、旧令36の2の2②）。

イ 農林漁業経営の近代化又は合理化のための共同利用施設に係る課税標準の特例措置について、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の規定に基づく資金の貸付けを受けて取得する場合を除外すること（法73の14⑥）。

ウ 新築住宅特例適用住宅用土地に係る税額の減額措置について、対象から独立行政法人都市再生機構から購入した住宅を従業員に譲渡する場合を除外すること（旧法73の24①Ⅳ、旧令39の3）。

エ 新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日を住宅新築の日から1年（本則6月）を経過した日とする特例措置について、対象から独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構等を除外したうえ、その適用期限を平成22年3月31日まで延長すること（法附則10の2①、旧令附則6の17②③）。

オ 国の補助金又は交付金の交付を受けて取得する農林漁業経営の近代化又は合理化のための共同利用施設に係る課税標準の特例措置について、当該施設が農業近代化資金

等の貸付けを受けている場合における特例措置の重複適用を廃止したうえ、その適用期限を平成22年3月31日まで延長すること（法附則11①）。

カ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に規定する公共交通特定事業により鉄道事業者等が取得する一定の家屋に係る課税標準の特例措置について、その対象となる公共交通特定事業からエスカレーターを設置するための事業を除外したうえ、その適用期限を平成22年3月31日まで延長すること（法附則11①、則附則3の2の11）。

キ 独立行政法人都市再生機構が取得する一定の業務の用に供する不動産に係る課税標準の特例措置について、対象区域を都市再生特別措置法に規定する都市再生緊急整備地域、中心市街地の活性化に関する法律に規定する認定中心市街地及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律に規定する防災再開発促進地区としたうえで、その適用期限を平成22年3月31日まで延長すること（法附則11②）。

ク 農業近代化資金等の貸付けを受けて取得する農林漁業経営の近代化又は合理化のための共同利用施設に係る課税標準の特例措置について、その対象から民法第34条の社団法人で農業の振興を目的とするものが取得する場合を除外すること（令38I）。

ケ 国の補助金又は交付金の交付を受けて取得する農林漁業経営の近代化又は合理化のための共同利用施設に係る課税標準の特例措置について、その対象から民法第34条の社団法人で農業の振興を目的とするものが取得する場合を除外すること（令附則7①）。

(15) 次のとおり課税標準の特例措置等を廃止することとした。

ア 土地改良法の規定により取得する埋立地又は干拓地に係る非課税措置（旧法附則10⑥）。

イ 独立行政法人空港周辺整備機構が取得する航空機の騒音によりその機能が害されるおそれの少ない施設の用に供する土地で公用又は公共の用以外のものに係る課税標準の特例措置（旧法附則11⑥）。

ウ 軽自動車検査協会が取得する軽自動車の検査事務の用に供する不動産に係る課税標準の特例措置（旧法附則11⑬）。

エ 外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律に規定する認定構想推進事業者のうち民法第34条法人が取得する重要文化財等に指定又は登録された家屋及び土地に係る課税標準の特例措置（旧法附則11⑳、旧令附則7⑲）。

(16) 現行の民法第34条法人が取得した場合に非課税措置等が講じられている不動産について、以下の措置を講ずることとした。

ア 公益社団法人又は公益財団法人が取得した場合、現行の民法第34条法人が取得するものと同様の措置を講ずること（法73の4①Ⅲ、Ⅶ、73の27の8、令36の8①I、36の9①Ⅱ、36の10①I、則7の3の3②）。

イ 特例社団法人は公益社団法人と、特例財団法人は公益財団法人とみなしてアを適用すること（法附則41③、令附則24①、則附則23①）。

(17) 独立行政法人緑資源機構等の見直しに伴い、以下の措置を講ずることとした。

ア 独立行政法人森林総合研究所が取得する一定の業務の用に供する不動産に係る非課

税措置を講ずること（法73の4①XXXVIII、令37の9の11、法附則10⑩、令附則6の16⑩）。

イ その他所要の措置を講ずること（法73の2⑩、73の4①I、73の6①、73の14⑬、73の27の7、令36の3⑤、37の12、39の7の2、旧法附則10⑤、旧令附則6の16⑤）。

- (18) 不動産取得税に係る改正規定については、原則として平成20年4月1日に遡って新法、新令及び新則を適用することとした（改正令附則6①、15⑤、改正則附則3①）。ただし、(14)ア、イ、ウ及び(15)エの改正規定については、改正法の公布の日の翌日から新法を適用し、(14)クの改正規定については、改正令の公布の日の翌日から新令を適用することとした（改正令附則6②、15①②⑤）。

#### 4 自動車税

- (1) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は税率を軽減し、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くする特例措置（いわゆる「自動車税のグリーン化」）を、軽減対象を重点化し、平成22年3月31日まで延長することとした（法附則12の3、則附則5の2）。

##### ア 環境負荷の小さい自動車

平成20年度及び平成21年度に新車新規登録された以下の自動車について、当該登録の翌年度に次の特例措置を講ずること。

- ① 平成17年自動車排出ガス基準値より75%以上排出ガス性能の良い自動車で燃費基準値より25%以上燃費性能の良いもの並びに電気自動車、一定の基準に適合する天然ガス自動車について、税率を概ね100分の50軽減する。
- ② 平成17年自動車排出ガス基準値より75%以上排出ガス性能の良い自動車で燃費基準値より15%以上燃費性能の良いものについて、税率を概ね100分の25軽減する。

##### イ 環境負荷の大きい自動車

平成20年度及び平成21年度に下記の年限を超えている自動車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、一般乗合用バス及び被けん引車を除く。）について、その翌年度から次の特例措置を講ずること。

- ① ディーゼル車で新車新規登録から11年を経過したものについて、税率を概ね100分の10重課する。
- ② ガソリン車又はLPG車で新車新規登録から13年を経過したものについて、税率を概ね100分の10重課する。

#### 5 自動車取得税

- (1) 平成30年3月31日までに自家用の自動車（軽自動車を除く。）の取得が行われた場合における自動車取得税の税率を5%とする特例措置について、改正法の公布の日の翌日から新法を適用することとした（法附則32②、改正令附則15③）。
- (2) 平成21年自動車排出ガス規制に適合した自動車（ディーゼル乗用車に限る。）について、当該自動車の取得が改正法の施行の日の翌日から平成21年9月30日までの間

に行われたときは自動車取得税の税率から100分の1、平成21年10月1日から平成22年3月31日までに行われたときは自動車取得税の税率から100分の0.5を控除する特例措置を講ずることとした（法附則32⑩、則附則12の2の2⑨⑩）。

- (3) 国の行政機関の作成した計画に基づく政府の補助を受けて取得するバスに係る非課税措置の適用期限を平成22年3月31日まで延長することとした（法附則32①）。
- (4) 自動車取得税の免税点の特例措置について、平成30年3月31日まで延長することとした（法附則32⑥）。
- (5) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた自動車に係る課税標準の特例措置について、次のとおり重点化したうえ、平成22年3月31日まで延長することとした（法附則32⑦⑧、則附則12の2①②）。

ア 平成17年自動車排出ガス基準値より75%以上排出ガス性能の良い自動車で燃費基準値より25%以上燃費性能の良いものについて、当該自動車の取得が改正法の施行の日の翌日から平成22年3月31日までの間に行われたときは取得価額から30万円を控除すること。

イ 平成17年自動車排出ガス基準値より75%以上排出ガス性能の良い自動車で燃費基準値より15%以上燃費性能の良いものについて、当該自動車の取得が改正法の施行の日の翌日から平成22年3月31日までの間に行われたときは取得価額から15万円を控除すること。

- (6) 車両総重量が3.5tを超えるディーゼル車のトラック・バス等であって平成21年自動車排出ガス規制に適合し、かつ、平成27年度を目標とした重量車燃費基準を満たすもの（以下「低公害トラック等」という。）に係る自動車取得税の税率の特例措置について、次のとおり重点化したうえ、平成22年3月31日まで延長することとした（法附則32⑪⑫、則附則12の2の2⑤～⑧）。

ア 車両総重量が12tを超える低公害トラック等について、税率から軽減する率を、当該自動車の取得が改正法の施行の日の翌日から平成21年9月30日までの間に行われたときは2%、平成21年10月1日から平成22年3月31日までの間に行われたときは1%とする。

イ 車両総重量が3.5tを超え12t以下の低公害トラック等について、税率から軽減する率を、当該自動車の取得が改正法の施行の日の翌日から平成22年3月31日までの間に行われたときは2%とする。

## 6 軽油引取税

- (1) 平成30年3月31日までに軽油の引取り等が行われた場合等における軽油引取税の税率を1キロリットルあたり32,100円とする特例措置について、改正法の公布の日の翌日から新法を適用することとした（法附則32の2②、改正令附則15④）。
- (2) 農業用機械の動力源に供する軽油に対する軽油引取税の課税免除措置の対象に、基幹的な作業（専ら機械を使用して行われるものをいう。）のすべての委託を受けて農作業を行う者を加えることとし、改正令の公布の日から起算して2月を経過した日以後の軽油の引取りに対して課すべき軽油引取税について新令を適用することとした（令56の3の3、改正令附則9、則18の2の2①）。

## 7 狩猟税

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に規定する対象鳥獣捕獲員が受ける狩猟者の登録に係る税率を2分の1とする特例措置等を平成25年3月31日までに受ける登録に限り講ずることとし、平成20年4月1日以後の狩猟者の登録に遡って新法を適用することとした（法附則32の3、改正令附則15⑤）。

## 第2 市町村税の改正に関する事項

### 1 市町村民税

(1) 平成21年度以後の各年度分の個人の市町村民税に係る寄附金税制について、以下の措置を講ずることとした。

ア 控除対象寄附金の拡大等（法314の7、令48の9）

- ① 寄附金控除の適用対象に、所得税の寄附金控除の適用対象となる寄附金（国に対する寄附金及び政党等に対する政治活動に関する寄附金を除く。）のうち住民の福祉の増進に寄与する寄附金として市区町村が条例で定めるものを追加すること。
- ② 現行の所得控除方式を税額控除方式に改め、適用対象寄附金に係る控除率は6%とすること。
- ③ 寄附金控除の控除対象限度額を総所得金額等の30%（現行25%）に引き上げること。
- ④ 寄附金控除の適用下限額を5,000円（現行10万円）に引き下げること。

イ 地方公共団体に対する寄附金税制の見直し（法314の7、附則5の5、令48の9、附則4の5）

都道府県又は市区町村に対する寄附金については、アの税額控除の適用に加え、当該寄附金が5,000円を超える場合、その超える金額に、90%から寄附を行った者に適用される所得税の限界税率を控除した率を乗じて得た金額の5分の3に相当する金額（市町村民税の所得割の額の100分の10に相当する金額を限度とする。）を市町村民税から税額控除すること。

(2) 公益法人関係税制について、次のとおり整備を行うこととした。

ア 法人の均等割

- ① 公益社団法人及び公益財団法人並びに一般社団法人及び一般財団法人について、最低税率を適用すること（法312）。
- ② 博物館の設置又は学術の研究を目的とする公益社団法人又は公益財団法人が収益事業を行わない場合には、非課税とすること（法296）。
- ③ 併せて、以下の改正を行うこと。
  - (イ) 法人でない社団又は財団で収益事業を行わないものについて、非課税とすること（法294）。
  - (ロ) 人格のない社団等、公益法人等（個別法において公益法人等とみなされるものを含み、独立行政法人を除く。）など資本金の額又は出資金の額を有しない法人

(相互会社を除く。)について均等割を課す場合には、最低税率を適用すること(法312)。

イ 法人税割

法人税における取扱いを踏まえ、公益社団法人及び公益財団法人並びに非営利型法人に該当する一般社団法人及び一般社団法人について収益事業課税とする等所要の措置を講ずること(法294)。

ウ 特例社団法人又は特例財団法人について、現行の民法第34条法人と同様の措置を講ずること(法附則41)。

(3) 上場株式等に係る譲渡所得等及び配当所得に係る軽減税率並びに上場株式等に係る譲渡損失の損益通算について、以下の措置を講ずることとした。

ア 上場株式等に係る譲渡所得等に対する課税

① 上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例の廃止

平成20年12月31日までの間に行われる上場株式等の譲渡に係る軽減税率(1.8%)を廃止すること(旧法附則35の2の3、旧令附則18の3)。

② 特例措置

平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に行われる上場株式等の譲渡に係る譲渡所得等の金額のうち500万円以下の部分の税率については、1.8%とすること(改正法附則8)。

イ 上場株式等に係る配当所得に対する課税

① 上場株式等に係る配当所得の申告分離選択課税の創設

所得割の納税義務者が、平成21年1月1日以後に支払を受けるべき上場株式等の配当等を有する場合において、当該上場株式等に係る配当所得については、当該納税義務者は3%の税率による申告分離課税を選択できることとすること。この場合において、申告する上場株式等に係る配当所得の金額の合計額について、総合課税と申告分離課税のいずれかの選択適用とすること(法附則33の2、令附則16の2の11)。

② 上場株式等に係る配当所得の申告分離選択課税の税率の特例措置

平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に支払を受けるべき上場株式等の配当等について申告分離課税を選択した場合の当該上場株式等に係る配当所得の金額のうち100万円以下の部分の税率については、1.8%とすること(改正法附則8)。

ウ 平成22年度以後の各年度分の個人の市町村民税について、前年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額があるとき又は前年以前3年内の各年に生じた上場株式等の譲渡損失の金額(前年以前に既に控除したものを除く。)があるときは、これらの損失の金額を上場株式等に係る配当所得の金額(申告分離課税を選択したものに限る。)から控除するものとする(法附則35の2の6、令附則18の5)。

(4) 国外関連者との取引に係る課税の特例について、本特例による更正又は決定を受けた者が、租税条約の相手国との相互協議の申立てをした場合には、当該申立てをした者の申請に基づき、更正又は決定に係る法人税割の徴収を猶予することとし、徴収を猶予する場合には、猶予する金額に相当する担保を徴することとした。また、徴収の猶予をし

た法人税割に係る延滞金のうち猶予期間に対応する部分の金額は、免除することとした（法321の11の2、321の11の3、令48の15の3、48の15の4）。

- (5) 平成21年度から、次のとおり公的年金からの特別徴収制度を創設することとした。
- ア 特別徴収の対象者は、納税義務者のうち、前年中に公的年金等の支払を受けた者であって、当該年度の初日において国民年金法に基づく老齢基礎年金等（以下「老齢等年金給付」という。）の支払を受けている65歳以上のもの（以下「特別徴収対象年金所得者」という。）とすること（法321の7の2）。
  - イ 特別徴収の対象税額は、公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額とすること（法321の7の2、321の7の8）。
  - ウ 特別徴収の対象年金は、老齢等年金給付とすること（法321の7の2、321の7の4、令48の9の11）。
  - エ 特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難と認める者については、特別徴収の方法によって徴収を行わないこととすること（法321の7の2、令48の9の11）。
  - オ 同一の特別徴収対象年金所得者について老齢等年金給付が二以上あるときには、一の老齢等年金給付から公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額を徴収させることとすること（法321の7の4、令48の9の12）。
  - カ 特別徴収義務者は、老齢等年金給付の支払をする者（以下「年金保険者」という。）とし、年金保険者は老齢等年金給付の支払をする際に徴収した税額をその徴収した月の翌月の10日までに市町村に納入する義務を負うこと（法321の7の4、321の7の6）。
  - キ 徴収の方法
    - ① 特別徴収対象年金所得者については、当該年度の4月1日から9月30日までの間において前年度の10月1日からその翌年3月31日までの間に特別徴収の方法により徴収された額に相当する額を、当該年度の10月1日から翌年3月31日までの間において公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額から当該年度の4月1日から9月30日までの間に徴収すべき額を控除した額を、老齢等年金給付から特別徴収の方法により徴収すること（法321の7の2、321の7の8）。
    - ② 新たに特別徴収の対象となった特別徴収対象年金所得者については、当該年度の10月1日から翌年3月31日までの間において公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の2分の1に相当する額を老齢等年金給付から特別徴収の方法により徴収し、当該年度の4月1日から9月30日までの間は公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額から当該年度の10月1日から翌年3月31日までの間に徴収すべき額を控除した額を普通徴収の方法により徴収すること（法321の7の2）。
    - ③ ①及び②の場合において、老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法により徴収すべき額は、それぞれの期間において徴収すべき額を当該期間における老齢等年金給付の支払の回数で除して得た額とすること（法321の7の5）。
  - ク 市町村と年金保険者の間の通知については、社会保険庁又は地方公務員共済組合連合会及び総務大臣が指定する法人を通じて行うものとする（令48の9の13、

則9の8)。

なお、当該法人については、社団法人地方税電子化協議会を指定することを予定している。

ケ 年金保険者が地方公務員共済組合である場合における公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額に係る納入の特例について定めること(令48の9の14)。

- (6) 公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税の特例の対象となる法人が寄附を受けた財産が公益目的事業の用に供されなくなったこと等一定の事由により非課税承認が取り消された場合には、当該寄附を受けた公益法人等に対して、寄附時の譲渡所得等に係る市町村民税の所得割を課することとした(法附則3の2の4、令附則3の2の3)。
- (7) 住宅借入金等特別税額控除について、納税通知書が送達された後に申告書が提出された場合においても、市町村長がやむを得ない理由があると認めるときは、税額控除を適用できることとする(法附則5の4)。
- (8) 肉用牛の売却による事業所得に係る所得割の課税の特例について、免税対象飼育牛の売却頭数が年間2,000頭を超える場合にはその超える部分の所得について免税対象から除外する見直しを行ったうえ、その適用期限を平成24年度まで延長することとした(法附則6)。
- (9) 法人税割の課税標準である法人税額から中小企業者等の試験研究費の総額に係る税額を控除する措置を改組し、平成20年4月1日から平成22年3月31日までの間に開始する事業年度に限り、課税標準となる法人税額から控除する額を、次のいずれかの額から選択適用できることとした。この場合の法人税額から控除する額の上限は、試験研究費の総額に係る税額を控除する措置とは別に、当期の法人税額の100分の10相当額を限度とすることとした(法附則8)。
  - ア 試験研究費の額が比較試験研究費の額を超え、かつ、基準試験研究費の額を超える場合には、試験研究費の額が比較試験研究費の額を超える部分の金額の100分の5相当額。
  - イ 試験研究費の額が平均売上金額の100分の10相当額を超える場合には、その超える部分の金額に超過税額控除割合を乗じた金額。
- (10) 特定中小会社が発行した株式に係る譲渡所得等の課税の特例を廃止することとし、経過措置として改正法の公布の前までに取得した特定中小会社が発行した株式について旧法及び旧令を適用することとした(法附則35の3、改正法附則8②、令附則18の6、改正令附則7⑦、15⑤)。
- (11) 医療費控除額の控除の対象となる医療費の範囲に、特定健康診査の結果、血圧の測定の結果が高血圧症と同等の状態であると認められる基準、血中脂質検査の結果が脂質異常症と同等の状態であると認められる基準又は血糖検査の結果が糖尿病と同等の状態であると認められる基準のいずれかに該当する者が受けた特定保健指導の対価を追加することとした(則1の13)。
- (12) 法人の市町村民税に係る改正規定については、原則として平成20年4月1日以後に開始する事業年度から新法を適用することとした(改正令附則15⑤)。

## 2 固定資産税及び都市計画税

- (1) 償却資産の評価額を理論帳簿価額が上回る場合に理論帳簿価額を償却資産の価格とする制度を廃止することとした（法394、745、旧法414、則第26号、第30号、第33号の様式）。
- (2) 固定資産税及び都市計画税において現行の民法第34条法人が設置するものに対して非課税措置が講じられている施設について、次のとおり措置を講ずることとした。
  - ア 公益社団法人又は公益財団法人が設置する施設について、非課税とすること（法348②Ⅸ、ⅩⅡ、ⅩⅩⅥ、⑦、令49の12①Ⅰ、49の13①Ⅱ、49の15①Ⅰ、51の16の3②）。
  - イ 特例社団法人は公益社団法人と、特例財団法人は公益財団法人とみなしてアを適用すること（法附則41③、令附則24①）。
  - ウ 一般社団法人又は一般財団法人に移行した法人が設置する施設で、移行の日の前日において非課税とされていたものについて、平成25年度分まで非課税とすること（法附則41⑩、令附則24②）。
- (3) 独立行政法人緑資源機構の解散に伴い独立行政法人森林総合研究所が承継する業務の用に供する一定の固定資産に係る固定資産税及び都市計画税について非課税とする等の所要の措置を講ずることとした（法348②ⅩⅣ、附則14①④、旧法348②Ⅱ、令51の15の10、附則10の3①⑥、旧令49の2の2②）。
- (4) 全国健康保険協会が所有し、かつ、使用する事務所及び倉庫について固定資産税及び都市計画税を非課税とすることとした（法348④）。
- (5) 鉄道事業者が地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に規定する鉄道再生事業を実施する路線において政府の補助を受けて平成20年4月1日から平成22年3月31日までの間に取得した一定の家屋及び償却資産について、固定資産税及び都市計画税の課税標準を取得後5年度間はその価格の4分の1とすることとした（法附則15⑧、則附則6⑤⑥）。
- (6) 鉄道事業者が地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に規定する鉄道事業再構築事業を実施する路線において政府の補助を受けて同法の一部を改正する法律の施行の日から平成22年3月31日までの間に取得した一定の家屋及び償却資産について、固定資産税及び都市計画税の課税標準を取得後5年度間はその価格の4分の1とすることとした（法附則15⑨、則附則6⑦）。
- (7) 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律に規定するバイオ燃料製造業者が同法に規定する認定生産製造連携事業計画に従って実施する生産製造連携事業により同法の施行の日から平成22年3月31日までの間に新設した一定の機械その他の設備について、固定資産税の課税標準を新設後3年度間はその価格の2分の1とすることとした（法附則15⑩）。
- (8) 公益社団法人又は公益財団法人が所有する文化財保護法に規定する重要無形文化財の公演のための専用の舞台を備えた施設の用に供する一定の土地及び家屋について、平成21年度分及び平成22年度分の固定資産税及び都市計画税の課税標準をその価格の2分の1とすることとした（法附則15⑪、令附則11⑬、則附則6⑧）。
- (9) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行の日から平成22年3月31日までの

間に新築された同法に規定する認定長期優良住宅について、当該住宅に対して新たに固定資産税が課されることとなる年度の初日の属する年の1月31日までに市町村に申告書の提出がされた場合には、固定資産税額から新築後5年度間（中高層耐火建築物にあっては7年度間）はその2分の1を減額することとした（法附則15の7、令附則12③～⑤）。

- (10) 平成20年1月1日以前から所在する住宅又は区分所有に係る家屋の専有部分のうち、人の居住の用に供する部分において同年4月1日から平成22年3月31日までの間に外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に資する一定の改修工事が行われたものについて、改修工事終了後3月以内に市町村に申告書の提出がされた場合には、改修工事が行われた年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度分の固定資産税額からその3分の1を減額することとした（法附則15の9⑨～⑫、令附則12⑳～㉑、則附則7⑧）。
- (11) 能登半島地震災害により滅失し、又は損壊した家屋に代わるものとして、一定の被災地域内で平成19年3月25日から平成23年3月31日までの間に取得され、又は改築された家屋について、固定資産税額及び都市計画税額から取得又は改築後4年度間はその2分の1を減額することとした（法附則16の2⑮、令附則12の2㉒㉓、則附則7の2⑬Ⅳ）。
- (12) 能登半島地震災害により滅失し、又は損壊した償却資産に代わるものとして、一定の被災地域内で平成19年3月25日から平成23年3月31日までの間に取得され、又は改良された償却資産について、固定資産税の課税標準を取得又は改良後4年度間はその価格の2分の1とすることとした（法附則16の2⑯、令附則12の2㉔㉕、則附則7の2⑬Ⅳ）。
- (13) 新潟県中越沖地震災害により滅失し、又は損壊した家屋に代わるものとして、一定の被災地域内で平成19年7月16日から平成23年3月31日までの間に取得され、又は改築された家屋について、固定資産税額及び都市計画税額から取得又は改築後4年度間はその2分の1を減額することとした（法附則16の2⑰、令附則12の2㉖㉗、則附則7の2⑬Ⅴ）。
- (14) 新潟県中越沖地震災害により滅失し、又は損壊した償却資産に代わるものとして、一定の被災地域内で平成19年7月16日から平成23年3月31日までの間に取得され、又は改良された償却資産について、固定資産税の課税標準を取得又は改良後4年度間はその価格の2分の1とすることとした（法附則16の2⑱、令附則12の2㉘㉙、則附則7の2⑬Ⅴ）。
- (15) 特別養護老人ホームの用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の非課税措置について、対象に医療法第31条に規定する公的医療機関に該当する病院又は診療所を設置する農業協同組合連合会が経営するものを追加することとした（令49の13①Ⅰ、②Ⅱ）。
- (16) 独立行政法人国民生活センターが行う一定の業務の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の非課税措置について、対象に消費者紛争の解決の業務の用に供する固定資産を追加することとした（法348②XXIX）。
- (17) 全国新幹線鉄道整備法に規定する建設線の営業の開始に伴い廃止された鉄道事業に係る鉄道施設の譲渡を受け、鉄道事業の用に供する一定の固定資産に係る固定資産税及び

都市計画税の課税標準の特例措置について、課税標準を取得後20年度間（現行10年度間）はその価格の2分の1とすることとした（法附則15㉔）。

(18) 次のとおり課税標準の特例措置等の適用期限を延長することとした。

ア 外国貿易用コンテナに係る固定資産税の課税標準の特例措置の適用期限を平成21年度まで延長すること（法附則15㉕）。

イ 火薬類取締法の規定による許可を受けた者が公共の危害防止のために設置する土堤及び防爆壁に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成22年3月31日まで延長すること（法附則15㉖）。

ウ 国内航空機に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産を平成21年度まで（現行平成19年度まで）に新たに固定資産税が課されるものとする（法附則15㉗）。

エ 鉄軌道事業者等が政府の補助を受けて取得した鉄道駅の耐震性の向上に資する一定の償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成22年3月31日まで延長すること（法附則15㉘）。

オ 日本貨物鉄道株式会社が取得した新造車両に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成22年3月31日まで延長すること（法附則15㉙）。

カ 電気通信事業者等が電気通信基盤充実臨時措置法に基づき新設した電気信号の伝送を高速かつ広帯域で行うための一定の設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成22年3月31日まで延長すること（法附則15㉚）。

キ 有線テレビジョン放送事業者が電気通信基盤充実臨時措置法に基づき新設した電気信号の効率的な伝送を行うための一定の設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成22年3月31日まで延長すること（法附則15㉛）。

ク 特定都市河川浸水被害対策法に基づき設置された一定の雨水貯留浸透施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成22年3月31日まで延長すること（法附則15㉜）。

ケ 鉄軌道事業者が取得した新造車両で高齢者、障害者等の移動等の円滑化に資する一定の構造を有するものに係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成22年3月31日まで延長すること（法附則15㉝）。

コ 一定の法人が公共事業に係る政府の補助を受けて取得し、日本貨物鉄道株式会社に貸し付けた鉄道貨物輸送の効率化のための線路設備等に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成22年3月31日まで延長すること（法附則15㉞）。

サ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する選定事業者が国の資金の貸付けを受けて取得した一定の特定用途港湾施設の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成22年3月31日まで延長すること（法附則15㉟）。

シ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する選定事

業者が政府の補助を受けて取得した国立大学の校舎の用に供する一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成22年3月31日まで延長すること（法附則15④）。

ス 電気通信事業者が電気通信基盤充実臨時措置法に基づき新設した電気信号の効率的な伝送を行うための一定の設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成22年3月31日まで延長すること（法附則15⑤）。

セ 新築住宅及び新築中高層耐火建築住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象資産の取得期限を平成22年3月31日まで延長すること（法附則15の6）。

ソ 高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定する高齢者向け優良賃貸住宅である一定の貸家住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象資産の取得期限を平成22年3月31日まで延長すること（法附則15の8④）。

タ 防災街区整備事業の施行に伴い従前の権利者が取得する一定の施設建築物に係る固定資産税の減額措置について、その対象資産の取得期限を平成22年3月31日まで延長すること（法附則15の8⑤）。

(19) 次のとおり課税標準の特例措置を改めることとした。

ア 公害防止用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、自動車等破砕物処理施設を対象から除外するほか、鉍さい等の処理施設、廃PCB等処理施設及び産業廃棄物焼却熔融施設については課税標準をその価格の3分の1（現行6分の1）とし、窒素酸化物発生抑制のための燃焼改善設備及び湖沼水質保全のための污水处理施設については課税標準をその価格の4分の3（現行3分の2）とし、ダイオキシン類処理施設については課税標準をその価格の2分の1（現行3分の1）とし、揮発性有機化合物排出抑制施設に係る優良更新代替設備については課税標準をその価格の3分の2（現行2分の1）としたうえ、その対象資産の取得期限を平成22年3月31日まで延長すること（法附則15③④⑥⑦、令附則11⑦、旧令附則11⑦、則附則6⑬⑭、旧則附則6⑳㉑）。

イ 外貿埠頭公社が取得し又は所有する特定用途港湾施設に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象資産を平成20年3月31日までに取得した特定用途港湾施設に限定したうえ、その適用期限を平成21年度まで延長すること（法附則15⑬、旧法附則15⑮、旧令附則11⑳、旧則附則6㉒㉓）。

ウ 廃棄物再生処理用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、建設汚泥再生処理装置、廃木材乾燥熱圧装置及び古紙他用途利用製品製造装置を対象から除外するほか、食品リサイクルに係る設備については食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に規定する認定計画に従って実施する再生利用事業の用に供する食品循環資源再生処理装置に限定し、課税標準を取得後3年度間はその価格の3分の2又は4分の3（現行4分の3又は5分の4）としたうえ、その対象資産の取得期限を平成22年3月31日まで延長すること（法附則15⑮、則附則6㉔）。

エ 地震防災対策の用に供する償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、課税標準を取得後5年度間はその価格の4分の3（現行3分の2）としたうえ、その対象資産の取得期限を平成22年3月31日まで延長すること（法附則15⑯）。

オ 電気通信事業者等が電気通信基盤充実臨時措置法に規定する認定計画に従って実施

する信頼性向上施設整備事業により新設した一定の電気通信設備又は施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、課税標準を取得後5年度間はその価格の6分の5（現行5分の4又は6分の5）としたうえ、その対象資産の取得期限を平成22年3月31日まで延長すること（法附則15⑳、旧則附則6㉒）。

カ 卸売市場機能高度化事業を行う地方卸売市場の開設者等が直接その本来の業務の用に供する一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、課税標準を取得又は合併後5年度間はその価格の3分の2（現行2分の1）としたうえ、その対象資産の取得期限又は合併期限を平成22年3月31日まで延長すること（法附則15㉓）。

キ 畜産業者が取得した家畜排せつ物の管理基準に適合する一定の管理施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、対象を屋根及び側壁を有する一定規模以上の発酵施設に限定したうえ、その対象資産の取得期限を平成22年3月31日まで延長すること（法附則15㉔、則附則6㉕）。

ク 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく公共交通特定事業により鉄道事業者等が取得した一定の停車場建物等に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、対象からエスカレーターを除外したうえ、その対象資産の取得期限を平成22年3月31日まで延長すること（法附則15㉖、則附則6㉗）。

ケ 成田国際空港株式会社がその事業の用に供する一定の固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、課税標準をその価格の3分の2（現行2分の1）としたうえ、その適用期限を平成21年度まで延長すること（法附則15㉘）。

コ 日本電気計器検定所が所有し、かつ、一定の業務の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、課税標準をその価格の3分の2（平成20年度まで2分の1）としたうえ、その適用期限を平成21年度までとすること（法附則15㉙、旧法349の3㉚）。

サ 日本消防検定協会が所有し、かつ、一定の業務の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、課税標準をその価格の3分の2（平成20年度まで2分の1）としたうえ、その適用期限を平成21年度までとすること（法附則15㉛、旧法349の3㉜）。

シ 小型船舶検査機構が所有し、かつ、一定の業務の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、課税標準をその価格の3分の2（平成20年度まで2分の1）としたうえ、その適用期限を平成21年度までとすること（法附則15㉝、旧法349の3㉞）。

ス 軽自動車検査協会が所有し、かつ、一定の業務の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、課税標準をその価格の3分の2（平成20年度まで2分の1）としたうえ、その適用期限を平成21年度までとすること（法附則15㉟、旧法349の3㊱）。

(20) 次に掲げる課税標準の特例措置を廃止することとした。

ア 農業協同組合等が所有し、かつ、有線放送電話業務の用に供する償却資産に係る固

定資産税の課税標準の特例措置（旧法349の3㉔、旧令52の10の15）。

イ 石油コンビナート等災害防止法に規定する特定事業者が公共の危害防止のために設置する流出油等防止堤に係る固定資産税の課税標準の特例措置（旧法附則15⑤、旧則附則6⑩）。

ウ 石油以外のエネルギー資源の地域における有効利用の促進に資する機械その他の設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置（旧法附則15⑫、旧令附則11⑱、旧則附則6④①～④③）。

エ 遺伝子組換え技術等の試験研究を行うために必要な機械その他の設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置（旧法附則15⑰、旧則附則6⑤①）。

オ 不正アクセス行為の禁止等に関する法律に規定するアクセス管理者が電気通信回線を通じた電子計算機の障害の防止のために取得する電気通信設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置（旧法附則15⑳、旧令附則11㉟、旧則附則6㉞）。

(21) (19)コからスまで及び(20)アについては、改正法の公布の日の翌日以後に取得した家屋及び償却資産について新法を適用することとした（改正令附則15⑤）。

### 3 特別土地保有税

特別土地保有税の徴収猶予の根拠となっている非課税措置について、その適用がなくなったものを廃止する等の所要の措置を講ずることとした（旧法586②Ⅷ、ⅩⅡ、ⅩⅤ、ⅩⅩのⅡ、ⅩⅩⅡ、ⅩⅩⅡのⅡ、ⅩⅩⅣ、旧令54の19①、54の21、54の23、54の26の2、54の28、54の28の2、54の29、旧則16の12の2、16の12の4）。

### 4 事業所税

(1) 公益法人関係税制について、次のとおり整備を行うこととした。

ア 特例社団法人又は特例財団法人について、現行の民法第34条法人と同様の措置を講ずること（法附則41⑤、則附則23②）。

イ 公益社団法人若しくは公益財団法人又は一般社団法人若しくは一般財団法人（一般社団法人及び一般財団法人にあっては、非営利型法人に該当するものに限る。）が経営する専ら勤労者の利用に供する福利又は厚生のための施設について非課税とすること（則24の7Ⅱ）。

(2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する広域的処理に係る環境大臣の認定を受けた者が専ら廃棄物の処理の事業の用に供する一定の施設に対する資産割の課税標準の特例措置について、対象施設を見直した上、その適用期限を2年延長することとした（法附則32の7④、令附則16の2の8④）。

(3) 特定農産加工業経営改善臨時措置法に規定する承認計画に基づき特定農産加工業者等が事業の用に供する一定の施設に対する課税標準の特例措置について、その適用期限を1年延長することとした（法附則32の8、令附則16の2の9①、則附則12の4）。

(4) 次のとおり非課税措置等を改めることとした。

ア 生鮮食料品の価格安定に資することを目的として設置される一定の施設に対する資産割の課税標準の特例措置について、対象から大規模野菜低温貯蔵庫を除外すること

(法701の41①Ⅵ、令56の54、則24の12)。

イ 一定の公益法人等が学生又は生徒のために行う事業に対する非課税措置について、対象を学校法人(私立学校法第64条第4項の規定により設立された法人を含む。)が行うものに限定すること(令56の22)。

ウ 公害の防止又は資源の有効な利用のための施設に対する資産割の課税標準の特例措置について、その対象から粉じん、鉱さい、坑水、廃水又は鉱煙の処理施設を除外すること(旧令56の53Ⅰ)。

(5) 専ら公衆の利用を目的として電気通信回線設備を設置して電気通信事業を営む者のうち移動電話事業者が事業の用に供する一定の施設に対する課税標準の特例措置を廃止することとした(旧法附則32の8②、旧令附則16の2の9②③、旧則附則12の4②)。

(6) 事業所税に係る改正規定については、原則として平成20年4月1日以後に終了する事業年度分に遡って新法を適用することとした(改正令附則10②、15⑤)。

ただし、(4)ア、イ及びウの改正規定については、改正令の公布の日以後に終了する事業年度分から新令を適用することとした(改正令附則10①)。

## 5 国民健康保険税

(1) 後期高齢者医療制度の創設に併せて、制度創設時の後期高齢者又は制度創設後に75歳に到達する者が国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行する場合において、同じ世帯に属する国民健康保険の被保険者が国民健康保険税について減額措置を受けられるよう、所要の措置を講ずることとした(法703の4、703の5)。

(2) 課税限度額について、基礎課税額と後期高齢者支援金等課税額のそれぞれについて設定することとし、基礎課税額に係る課税限度額について47万円、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額について12万円とすることとした(令56の88の2)。

## Ⅲ 国有資産等所在市町村交付金法施行令に関する事項

国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成19年法律第110号)附則第4条に規定する施設の用に供する固定資産で、公益社団法人又は公益財団法人が国から当該施設の経営の委託を受けたことにより無償で使用しているものについて、平成22年度分及び平成23年度分の市町村交付金の交付対象から除外することとした(国有資産等所在市町村交付金法施行令附則⑧)。

## Ⅳ 特記事項

地方税の減免措置については、地方税法の規定に基づき、条例の定めるところによって行うことができるが、各地方団体にあつては、当該措置が特別な事由がある場合に限った税負担の軽減であることを踏まえ、適正かつ公平な運用に十分配慮すること。

公益性を理由として減免を行う場合には、公益性の有無等条例で定める要件に該当するかを厳正に判断すること。特に、朝鮮総連関連施設に対する固定資産税の減免措置につい

ては、最近の裁判事例において、減免対象資産の使用実態やその公益性判断が問題とされていることも踏まえ、減免対象資産の使用実態を的確に把握し、引き続き適正化に努めること。

(備考) この通知においては、次のとおり略称を用いているので、留意願います。

「法」：地方税法（昭和25年法律第226号）

「令」：地方税法施行令（昭和25年政令245号）

「則」：地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）

「改正法」：地方税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第21号）

「改正令」：地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第152号）

「改正則」：地方税法施行規則等の一部を改正する省令（平成20年総務省令第57号）

「新法」：地方税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第21号）による改正後の地方税法

「旧法」：地方税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第21号）による改正前の地方税法

「新令」：地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第152号）による改正後の地方税法施行令

「旧令」：地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第152号）による改正前の地方税法施行令

「新則」：地方税法施行規則等の一部を改正する省令（平成20年総務省令第57号）による改正後の地方税法施行規則

「旧則」：地方税法施行規則等の一部を改正する省令（平成20年総務省令第57号）による改正前の地方税法施行規則